

阿久和ファイターズ規約

- 第1条 (名称)
この団体は、阿久和ファイターズ(以下クラブという)という。
- 第2条 (対象)
小学校1年生から6年生の児童とする。
- 第3条 (目的)
小学生のスポーツ活動を通じて体位向上並びに心身の健全育成と非行防止を目的とする。
- 第4条 (クラブ所在地)
横浜市瀬谷区阿久和東1丁目14番地7
阿久和ファイターズ 監督 大塚 裕二方(045-364-7704)
- 第5条 (入部手続き)
クラブに入部を希望する者は、保護者承諾のうえ、入部届をクラブに提出すること。
- 第6条 (行事)
クラブの行事は、野球練習及び対外試合、その他総会又は役員会で決定した事項を行う。
- 第7条 (スタッフ、役員)
(1) クラブに次の役員を置く。
代表兼監督 1名・コーチ 若干名
総務・会計・会計監査・保険担当
(2) 役員は、総会に於いて選出する。
- 第8条 (役員の任期・任務)
一任期一
役員は一年とする。但し、再任を妨げない。
一任務一
代表兼監督は、本チームを代表し、チームを総括する。
コーチは、選手の実技指導に当たる。
総務は、クラブの運営方針を監督と協議しとりまとめる。
会計・会計監査は、会費の運用及び執行権を持ちその責を負う。但し、通帳の管理は代表が担う。
保険担当は、選手及び指導者の保険手続きを行う。
- 第9条 (経費)
(1) クラブに入部させた保護者は、毎月部費を納入すること。
(2) クラブの経費は、部費その他の収入を以てこれに充てる。
- 第10条 (傷害事故)
(1) 部員等は、スポーツ保険に加入すること。
(2) 傷害事故等は、スポーツ保険規約に準じて適用する。
- 第11条 (表彰)
部員に対し、皆勤賞・精勤賞を授与することが出来る。
- 第12条 (慶弔等)
(1) 部員に事故があった場合は、スポーツ保険金以外に見舞金等をクラブからも充てることができる。
(2) 親族等の慶弔は、両親及び同居の親族を対象とする。
- 第13条 (選手の移籍)
選手が、住所移動等により他チームへの移籍を希望する際は、監督経由で相手チームとの了承を得ること。
但し、選手等の個人的理由での移籍については、同一区内の移籍は一切認めない。
- 第14条 (総会)
クラブの総会は年1回3月とし、臨時総会は役員会において協議の上必要と認めた場合は、代表若しくは監督が召集する。
総会に於いて会計監査を実施する。
議決は、部員世帯数の3分の2の出席を以て成立する。
総会を欠席する世帯からは議事の委任状の提出を受けることとする。
総会に於ける議事は、出席者の過半数を以て決定する。
- 第15条 (規約の改廃)
この規約は、総会に於いて改廃することが出来る。
- 第16条 (附則)
阿久和ファイターズ設立年月日＝昭和48年4月1日
(1) この規約は、昭和50年4月 1日から実施。
(2) この規約は、平成15年4月 1日一部改正。
(3) この規約は、平成25年4月 1日一部改正。
(4) この規約は、平成30年1月28日一部改正。(クラブ所在地・スタッフ、役員関係)
(5) この規約は、令和5年10月1日一部改正。(スタッフ・役員、役員の任務、総会)